

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 44(オ)56	原審裁判所名	仙台高等裁判所
事件名	土地所有権確認等請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)2
裁判年月日	昭和 44 年 6 月 12 日	原審裁判年月日	昭和 43 年 10 月 17 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	集民第 95 号 485 頁		

判示事項	民法一七七条が適用されないとされた事例
裁判要旨	特定地域の土地が、甲乙間において、甲所有の丙地に含まれるか、乙所有の丁地に含まれるかが争われている場合には、甲がその主張の丙地について所有権取得登記を経由していなくても、乙はこの一事によつて甲の右土地に対する土地所有権取得を否定することはできない。

全 文	
主 文	
原判決を破棄する。 本件を仙台高等裁判所に差し戻す。	
理 由	
上告代理人樋口幸子、同青木正芳の上告理由第一、二点について。 <u>原審において上告人らの主張するところによれば、「本件係争山林は、下閉伊郡 a 村 b c 番の d e 号の d 山林三町六反三畝二二歩の一部に属するものであつて、登記簿上は訴外 D の所有名義になつているが、実際は上告人らの所有に属するものである。しかるに、被上告人らは権原なくこれに立入り、植林および立木の伐採をなすので、被上告人らに対し右土地が上告人らの所有に属する旨の確認および右地域内において植林または立木を伐採しないことを求める。」</u> というのである。この上告人らの主張によれば、 <u>被上告人らは、本件山林について何らの権原をも有しない者であるというのである。しかして、これに対し被上告人らは、本件山林が被上告人ら所有の同所 f 番の g 山林一町歩および同番の h 山林一町四反二畝二三歩のうちに含まれていると主張して争つたところ、原審は本件山林が上告人らの所有に属するか、または被上告人らの所有に属するかについて十分に判示するところなく、単に上告人らが右 c 番の d e 号の d の山林について登記を経由するところがないとの一事により、上告人らは被上告人らに対し本件山林の所有権をもつて対抗し得ないとして上告人らの右請求を排斥したのである。これは、原審が、民法一七七条を誤つて適用したものであるというべく、この誤りは原判決の結論に影響すること明らかであるから、論旨はこの点において理由があり、原判決は破棄を免れない。</u> そして、本件については、上告人らの請求の当否についてさらに審理をする必要があるから、本件を原審に差し戻すべきである。 よつて、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 松田二郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎)	

※参考：判例時報 562 号 38 頁